

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	三建工業株式会社	代表者氏名	新井 美智子
主たる営業所の所在地	静岡市駿河区下川原 1 - 3 - 2 5		
許可番号	(特-19) 第 817 号	許可を受けている 建設業の種類	土、と、ほ

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 23 年 4 月 4 日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項		
<p>処分の内容</p> <p>建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示</p> <p>今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。</p> <p>1 技術者については、各技術者の所属雇用関係を明確に区分し、所属技術者を他社に派遣したり、他社の技術者を受け入れる等の行為を行わないこと。</p> <p>また、併せて、建設業法第 7 条第 2 号（営業所の専任技術者の専任義務）及び同法第 26 条第 3 項（主任技術者の専任配置義務）の規定を遵守すること。</p> <p>2 前項のため講じた措置を速やかに文書により報告すること。</p>			
<p>処分の原因となった事実</p> <p>三建工業株式会社は、平成 21 年度、静岡土木事務所から受注した技術者の専任配置が求められる工事（丸子川支川セリガ谷汎通常砂防工事（その 2））において、配置した主任技術者を同工期中に他社（新井工業株式会社）が受注した焼津市発注の複数の公共工事（北道原中央線道路改良工事他）の現場の実質的な主任技術者として従事させており、このことは、建設業法第 26 条第 3 項（主任技術者等の専任配置義務）の規定に違反する。</p> <p>また、平成 21 年度において、三建工業株式会社の営業所の専任技術者であった者は、同社営業所等において専任で業務に当たらなければならないところ、他社（新井工業株式会社）が受注した焼津市及び県（島田土木事務所）発注の複数の公共工事（横須賀上小田線道路改良工事（市）、栃山川河川維持修繕工事（県）他）の現場の実質的な主任技術者として従事しており、このことは同法第 7 条第 2 号（営業所の専任技術者の専任義務）の規定に違反する。</p>			
その他参考となる事項			